

令和7年第3回 飯豊町議会定例会会議録

令和7年6月10日 令和7年第3回飯豊町議会定例会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1番	横山清彦	2番	島貫寿雄
3番	遠藤純雄	4番	高橋勝
5番	屋嶋雅一	6番	舟山政男
7番	松山和好	8番	遠藤芳昭
9番	高橋亨一	10番	菅野富士雄

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	嵐正人	副町長	西嶋康平
教育長	菅原透	代表監査委員	伊藤毅
会計管理者（兼） 税務会計課長	渡部博一	総務課長	志田政浩
企画課長	鈴木祐司	住民課長	細谷美佳
健康福祉課長（兼） 地域包括センター所長	宮川千鶴子	介護老人保健施設 事務長（兼） 国保診療所事務長	色摩里香
農林振興課長（併） 農業委員会事務局長	上田信幸	商工観光課長	伊藤満世子
地域整備課長	渡辺裕和	教育総務課長	横山昌則
社会教育課長（併） 町民総合センター所長	竹田辰秀		

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佃典子	議事室主査	井上由佳
事務助手	横澤吉和		

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和 7 年 第 3 回飯豊町定例会議事日程 〔第 2 号〕

令和 7 年 6 月 1 0 日

午前 1 0 時 開 議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 行政報告

日程第 3 議案第 50 号 飯豊町複合施設瑞穂寮管理条例の設定について

日程第 4 議案第 51 号 飯豊町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 52 号 飯豊町民野球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 53 号 飯豊町福祉事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 54 号 令和 7 年度飯豊町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 8 議案第 55 号 令和 7 年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 56 号 令和 7 年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議案第 57 号 令和 7 年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 議案第 58 号 令和 7 年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 59 号 令和 7 年度飯豊町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 13 議案第 60 号 令和 7 年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 報告第 1 号 令和 6 事業年度飯豊町土地開発公社会計決算状況の報告について

日程第 15 報告第 2 号 令和 6 年度飯豊町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 16 報告第 3 号 令和 6 年度飯豊町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 17 報告第 4 号 令和 6 年度飯豊町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 18 報告第 5 号 令和 6 年度飯豊町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

(議長 菅野富士雄君) (午前10時00分 開議)

おはようございます。

令和7年第3回飯豊町議会定例会第6日目であります。

本日も、議員各位には円滑な議事運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。

暑いようですので、上着を取っていただいても構いませんのでよろしくお願いいたします。

本日の出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

直ちに会議を開きます。

本日の会議は、あらかじめお手元に配付しております議事日程により進めてまいります。

なお、議案等の採決の際、挙手または起立しない議員は反対とみなしますので、ご承知おきいただきたいと思ひます。

《 日程第 1 》

諸般の報告を行います。

お手元の資料をご覧くださいと思ひます。

まず1番目。4月6日から7日にかけて、米坂線整備促進期成同盟会視察に参加してまいりました。平成29年7月の九州北部豪雨で被災したJR日田彦山線について、JR九州が事業主体となり令和5年8月28日に運行を開始した、バス高速輸送システム「日田彦山線BRTひこぼしライン」を視察してまいりました。専用自動車道の整備とBRT運行による復旧についての研修を受けてまいりました。

次に、6番目ですけれども、次のページの、5月27日、東京国際フォーラムにおいて、令和7年度町村議会議長・副議長全国研修会が開催され、屋嶋副議長共々参加してまいりました。全国町村議長会の渡部孝樹会長、北海道厚真町議長でありますけれども、の挨拶の後、3人の方の講演をお聞きして研修を受けてまいりました。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

《 日程第 2 》

行政報告を行います。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から、3月議会定例会以降、6月議会定例会までの行政報告を行います。

1ページをご覧ください。

飯豊町豪雪対策本部について報告いたします。

2月6日13時に飯豊町豪雪対策本部を設置し、本部会議で情報共有を図りながら、高齢者宅の見守りなどを行ってきました。農業関係の融雪遅延対策が終了したことから、5月12日10時に本部を解散しました。

2ページをご覧ください。

総務課総務財政室について報告いたします。

人事関係であります。3月31日付で4名の職員が退職し、4月1日に2名を新規で採用いたしました。また、組織機構の見直しを行い、町民総合センターまちづくり室を廃止し、企画課まちづくり室を新設いたしました。

2ページ下部をご覧ください。

私の主な会議等の出席状況について報告します。

3月1日、農事組合法人沖のカモメ乾燥調製施設竣工式に出席しました。

3ページをご覧ください。

3月28日、冬期インバウンド事業総括会議が開催され、事業総括が行われました。今冬は台湾を中心に過去最高の約9,300人のインバウンド観光客が本町を訪れました。

4月1日、副町長並びに教育長辞令交付式を行い、西嶋康平副町長と菅原 透教育長に辞令を交付し、新しい体制で令和7年度をスタートさせたところです。

4ページをご覧ください。

4月21日、新しい取組として、町長室開放日を設定し、町民の方に自由に来ていただき、意見交換する場として「スタジオ嵐」を始めたところです。

5ページに記載しておりますが、2回目となった5月23日は、町民の方個人7名、1団体の方が来庁されました。その中には高校生にも来ていただいたところでございます。今後は「出張スタジオ嵐」として、こちらから出向き、町民の方の生の声をお聞きしたいと考えております。議員の皆様からの呼びかけもお願いできれば幸いです。

5月9日、小国町で令和7年度米坂線復旧絆まつり実行委員会総会が開催され、今年の絆まつりは8月頃に新潟県関川村で開催されることが決まりました。

5ページ下部をご覧ください。

副町長の主な会議等の出席状況について報告します。

4月6日から7日まで、菅野議長とともに、福岡県、大分県の日田彦山線のBRT「ひこぼしライン」を視察しました。平成29年の九州北部豪雨で被災した路線を、JR九州が事業主体

となり、J R九州バスがバス高速輸送システムB R Tを運営している本町の参考となる取組でございました。

7ページをご覧ください。

総務課防災管財室について報告いたします。

3月8日、消防署飯豊分署で総務省消防庁無償貸付けによる救助資機材・小型動力ポンプ搭載多機能車引渡式が行われました。車両は、第5分団第1部第1班に配備されております。

8ページをご覧ください。

企画課総合政策室について報告いたします。

2月に発生した雪崩により、主要地方道米沢飯豊線（通称ダム道路）が全面通行止めとなりました。通行者は川西町を通る通称菅沼峠の迂回を余儀なくされたことから、3月18日、置賜総合支庁長及び西置賜地域振興局長に対し、雪崩対策と早期の通行規制解除を要望しました。

10ページ下部をご覧ください。

企画課まちづくり室について報告いたします。

4月1日、各地区まちづくりセンター長、地域活動推進委員、まちづくりセンター主事の意見交換会を実施し、今年度の取組の方向性を確認しました。

11ページをご覧ください。

住民課住民室について報告いたします。

人口動態について、1月末の人口は6,188人、4月末の人口が6,139人ですので、3か月で49人の減少となっております。

12ページをご覧ください。

住民課生活環境室について報告いたします。

5月9日、米沢市と共同提案していた環境省の脱炭素先行地域に選定されました。事業期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間になります。

14ページをご覧ください。

税務会計課税務室について報告いたします。

3月末時点の町税、国民健康保険税等の収納状況は記載のとおりであります。

16ページをご覧ください。

健康福祉課福祉室、地域包括支援センターについて報告いたします。

物価高騰対策として、非課税世帯に対し1世帯当たり3万円を給付する非課税世帯物価高騰緊急支援給付事業は、対象となる548世帯に順次支給手続を行っており、5月28日現在で支給

率は90.0%であります。今冬の低所得世帯の冬の生活応援灯油購入費助成事業、高齢者世帯等除雪支援事業などの実績は、記載のとおりであります。

20ページをご覧ください。

農林振興課農業振興室について報告いたします。

4月10日及び11日、各地区の生産組合長会を開催し、令和7年度の農政主要事業、融雪剤購入支援や苗代除雪助成など融雪支援対策について説明いたしました。

22ページをご覧ください。

農林振興課農林整備室について報告いたします。

手ノ子区協議会のさんさん部会が、平成22年度から実施してきたさくらの植樹、愛護などの桜の森整備事業が評価され、公益財団法人日本さくらの会が主催する令和7年度さくら功労者を選定され、表彰されました。

25ページをご覧ください。

商工観光課観光交流室について報告いたします。

4月15日、東北ジャパンネットワーク株式会社、一般社団法人飯豊町観光協会及び飯豊町の3者で、令和7年度台湾「絆」観光たすけあい相互協定・調印を行いました。台湾インバウンドに係る誘客や情報提供で3者が連携してまいります。

4月23日、白川ダム河川空間のオープン化の指定書伝達式が行われました。白川ダム周辺が国土交通省東北地方整備局から民間事業者の営利活動を認める「都市・地域再生等利用区域」の指定を受けました。このことが関係人口、交流人口の拡大、地域経済を後押しする推進力になることを期待しております。

少しページが飛びますが、30ページをご覧ください。

教育総務課教育振興室について報告いたします。

5月1日現在の小中学校の児童数、生徒数、幼児施設の園児数は、記載のとおりであります。児童数、生徒数、園児数について、昨年同時期はそれぞれ298人、153人、156人でしたので、今年度と比較すると、児童数は25人減、生徒数は17人増、園児数は14人減となっております。

31ページ下部をご覧ください。

教育総務課義務教育学校準備室について報告いたします。

4月16日と5月15日、第二小学校、手ノ子小学校、添川小学校統合準備委員会を開催し、3校の円滑な統合に向けて、協議、調査を開始しました。

32ページをご覧ください。

社会教育課生涯学習振興室について報告いたします。

4月19日、令和6年度飯豊町スポーツ振興賞授与式が開催され、功労賞1名、殊勲賞9名、栄光賞7名を表彰いたしました。

5月25日、小雨が降る時間帯があったものの、706名の参加の下、第43回全国白河ダム湖畔マラソン大会が開催されました。

以上で行政報告を終わります。

(議長 菅野富士雄君)

以上で行政報告を終わります。

《 日程第 3 》

議案第50号 飯豊町複合施設瑞穂寮管理条例の設定について
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただい議題となりました議案第50号 飯豊町複合施設瑞穂寮管理条例の設定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、瑞穂寮の有効活用を図るため、本条例の設定を提案するものがあります。

内容につきましては、瑞穂寮について、住宅としての用途以外に利用することを可能とするため、利用者の資格、公募の方法、利用の手続など、所要の規定を定めるものであります。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。4番 高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

それでは、1点お聞きします。

事務所として利用可能になるようにということで今回この議案が出てきたようですが、事務所機能というと、住居もですけど、やはり今ネットワーク機能というものは必須だと考えております。今の瑞穂寮のネット環境等の現状をお聞かせ願いたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

4 番 高橋議員の質問にお答えしたいと思います。

瑞穂寮の事務所利用について、インターネットの環境等々について整備どうなっているのかということでご質問いただいたところでした。現在のインターネット環境については、特段整備はされていないということで現状の形のまま使っていただくということを想定をしているところでございます。

インターネットでございますけれども、光の整備をするということもございますし、あとはモバイルで利用されるということもあると思いますけれども、使う方の利用状況といえますか、そういったところでどういった形で使うのかというところは、各その事業所の方の判断だなと思っておりますので、光を整備をしたから必ず使うというものでもないと思いますし、もし整備をするのであれば、ある程度利用料に、家賃のほうに反映させるということもあると思いますので、現在月額 3 万 3,000 円で設定をしておりますけれども、現在の金額のままであれば、まずはその整備をしない状況で使っていただくということで考えているところでございます。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

4 番 高橋 勝君。

(4 番議員 高橋 勝君)

今の答弁からすると、この条例が可決された後、利用者の方とそのネットワーク環境に関して相談させていただいて、それが個人で整備するものなのか、もし町でするんであれば月の利用料に上乗せして支払っていただくという今説明だったかと思うんですが、それでよろしいですか。

(議長 菅野富士雄君)

渡辺課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

4 番 高橋議員の再質問にお答えしたいと思います。

インターネット環境につきましては、町のほうで整備をする予定ではありません。基本的には入居者の方に整備をしていただいて使っていただくということを想定しておりますので、もし入居された後にインターネット環境が必要だということであれば、各個人で、事業所のほうで

整備をしていただくということで考えているところでございます。（「はい、終わります」の声あり）

（議長 菅野富士雄君）

ほかにございますか。5番 屋嶋雅一君。

（5番議員 屋嶋雅一君）

それでは、私からもお伺いしたいと思います。ただいま町長から説明いただきましたとおり、この条例というのは瑞穂寮の、例えば住宅以外などの利用で有効活用を図るということから、この新たな条例ということで設定されたものということでした。ただ、私思うに、この瑞穂寮に限らず、いいでハイツ等々も本来ならば有効活用、結構空き部屋などもあるということから考えれば、いいでハイツあたりも同じようなことで考える必要があるのかなと思うわけですが、これを選定するに当たってそちらまで考えなかったのかお伺いしたいと思います。

（議長 菅野富士雄君）

渡辺地域整備課長。

（地域整備課長 渡辺裕和君）

5番 屋嶋議員の質問にお答えしたいと思います。

今回瑞穂寮の有効活用ということで、事務所利用ということで提案させていただいておりますけれども、ハイツについても考えなかったのかということでご質問いただいたところでございました。今回瑞穂寮の件については、今現在、入居者がいないという状況でございます。令和3年の8月に退去された方以降、約2年ぐらい入居者がいないという状況で、この間、地域の座談会などで施設の活用についていろいろとご意見をいただいたということがあります。また、昨年度地元で起業されている方から、事務所として使いたいというご相談をいただいたということが今回の条例改正の経過ということでございます。いいでハイツでありますけれども、今現在もやっぱり入居者がいますし、今50%程度の入居率ではありますが、入居者がいるという状況ですけれども、ハイツについては入居者がいないという状況で、なおかつ、ここ10年間の入居の状況を確認をしてみますと、長い方で約2年半程度、短い方であれば1か月程度という入居状況でございます。そういった状況の中で、もっと有効的に使っていく必要があるということをお瑞穂寮については感じておりますので、今回上げさせていただきました。

いいでハイツについては、今の段階ではまずは定住促進住宅ということで進めさせていただきたいということで考えておりまして、ただ今後、屋嶋議員からありましたような事務所利用ということも、いろんな方の要望とかそういった部分もお聞きをしながら、必要に応じて制度

改正をしていく必要があるなと感じておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

5 番 屋嶋雅一君。

(5 番議員 屋嶋雅一君)

ただいま説明いただきました。現在、いいでハイツについても平均的に50%ぐらいだということ。これも毎年、その入居率については結構問題になったりとかしているということもありますので、ぜひ今前向きにこれから検討していくってということも考えられるということですので、それについてはぜひ考えていくような、それで商業施設等々もやはり萩生地区のほうという結構多いというわけですので、そういった事務所等々で使用したいという声ももしかするとあるかもしれませんので、そういったところも考えていただければなと思っています。

ちょっと話は、以上のことは分かりましたが、今回条例の中身についてもちょっとお伺いしたいなと思います。この条例っていうのは、もともとの定住促進住宅管理条例から抜いたということなので、ある程度ダブっているというようなことも、次の第51号のほうとも関連はしてくるわけなんです。この瑞穂寮の条例で言えば、第18条の2項になります。第18条の2項のところに、「町長は、第7条の規定により入居させる場合において、特に町長が必要と認める場合は敷金の減免または徴収の猶予をすることができる」ということで記載されております。もともとの定住促進住宅管理条例につきましては、令和4年度の8月の豪雨災害のときに住宅を失ったという、まだ住めないという方々が住むために条例改正をしてきました。そのときに、条例改正したときの文言にですが、入居の延長ということもあるんですが、その後に「家賃、敷金及び駐車場の使用料の減免」との内容も加味されておりました。今回、この敷金だけの減免ということですが、本来考えてみれば、今回の火災もそうだったわけですが、住む住宅がなくなった、またそういった災害で住めないというような状況を考えれば、敷金だけでなく、やはり家賃並びに駐車料金等々も減免とかということが必要なのではないかなと思います。今回のこの条例にはちょっとなかったわけですので、その辺どういうふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

5 番 屋嶋議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、いいでハイツのほうですけれども、今現在、入居者がいらっしゃいますので、事務所利用をするにしても今入居されている方々のご意見とかもお伺いをしながら進めていきたいと考えているところでございます。

今ご質問いただきました、減免の関係ということでありました。家賃についても、敷金についても減免はするということにさせていただいておりまして、基本的にはこれ事務所利用でなく、通常の入居者ということで利用された場合に減免をさせていただくということでございます。

減免につきましては、令和4年の8月の災害時においては条例改正をさせていただいて、時限立法で減免をさせていただいて、家賃、あとは敷金、あとは駐車場等々の料金についても減免させていただいたということで理解はしております。そちらについては、やはり通常考えられるような災害ではありませんでしたので減免させていただきましたが、今回の条例でうたわせていただいているのは、基本的には一般的な災害ということで敷金は減免しますし、家賃についても、こちらの条例には17条のほうに家賃は減免させていただくということで載せさせていただいております。ただ、駐車場の部分については、そこは減免をちょっとするという記載はありませんで、そちらの部分については頂くということで考えているところでございます。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

今説明はいただきましたが、例えば条件的に、こちらですと第7条のほうの入居をする条件ということで、今回のその条件が規定されているわけですけども、(1)の、例えば災害による住宅の消失、なくなったというようなことが書かれているわけですので、そういった方っていうのはさっきも言ったような形で、大きな災害がまたという、現在のこの気象変動、異常気象あたりを考えれば、また災害が起きるということも考えられるということも本当は正直なところなんです。そういったことがあれば、本当は最初からこういった形でこういう特殊なところになるんですが、こういったこともあるよということを文面が入れていくほうがすっきりするのではないかなという形で今お伺いしたわけですが、今後その辺も検討していただければと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

屋嶋議員の再質問にお答えしたいと思います。

令和４年８月の災害については、激甚災害ということで国から指定を受けまして、その災害だけの部分といたしますか、その災害に特化した減免ということでさせていただきました。それで、今後また同じような災害がもし起きるとすれば、また同じような形で、その災害に特化した形で条例改正等をさせていただけばと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ないようですので、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第50号 飯豊町複合施設瑞穂寮管理条例の設定についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

起立全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

《 日程第 4 》

議案第51号 飯豊町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第51号 飯豊町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例
の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、定住促進住宅の有効活用を図るため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、これまで本条例において、いいでハイツ及び瑞穂寮の管理等について定めておりましたが、瑞穂寮の管理につきましては、新たに条例を設定したことから、いいでハイツに関する所要の規定の整理を行うものであります。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号 飯豊町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

《 日程第 5 》

議案第52号 飯豊町民野球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第52号 飯豊町民野球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、野球場の減免規定を明文化し、スポーツ活動への参加を促すことで子供や若者の健全な成長を支援するため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、町民野球場について、中学校の部活動やスポーツ少年団の活動など、教育委員会が認める団体が使用する際は、使用料を減免または免除することができるよう、所要の規定の整備を行うものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

1点だけ質問をいたします。

教育委員会が認める団体ということでありましたが、スポーツ少年団、それから部活ということで学校教育のほうだと思いますが、教育委員会には社会体育というそういう部門もありまして、社会体育の部分についてはどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

竹田社会教育課長（併）町民総合センター所長。

(社会教育課長（併）町民総合センター所長 竹田辰秀君)

8番 遠藤議員のご質問にお答えいたします。

今回想定している免除、減免との部分につきましては、町長申し上げましたとおり、まずは子供たちに関するものということで、それについてはナイター使用料は頂かないということで想定しております。そのほか社会体育団体等については、利用される場合は、現行どおり使用していただくという中身になるかと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

社会体育について、要は一般的な社会人とかですね、そういったものについては恐らく認めないということだと思いますが、社会体育は決して子供たち、大人だけではなくて、社会体育というか子供たちの部分もあるのではないかなと思うんです。例えば、スポーツクラブであったり、あるいはいろいろな社会団体であったり、ここではきちんと、例えばこれはどうなんだということは申し上げませんが、そういう場合の問合せ等々、やっぱり明確な基準がないと私たちはどうなんだと、あるいはこれを認めてくれてもいいのではないかなということがあると思うんですが、将来的には社会体育の部分についてももう少し検討を加えたほうがいろいろな問題でスムーズにいくのではないかなと思ったところですが、社会体育の部分については今後どのようにされるかお聞きをしたいなと思います。

(議長 菅野富士雄君)

竹田社会教育課長。

(社会教育課長(併) 町民総合センター所長 竹田辰秀君)

8番 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、また先日の全員協議会でもお話ししたとおりでありますけども、まずは町内のスポ少、あと部活動、そして野球のクラブ活動の部分について、この規定を適用させていきたいと考えております。将来的に、部活の地域展開等々絡んでくるというような場合につきましては、そのときそのときでの対応となるかと思っておりますけども、飯豊町内の子供たちが、ほかの部分に加盟してそれで使用したいという部分も想定されますので、その辺は柔軟な対応を取っていければと考えております。

(議長 菅野富士雄君)

8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

野球の地域展開といいますか、そういった部活動以外のクラブ活動というようなことで答弁ありましたけども、本来お聞きしたかったのはそういうことなんです。学校教育だけじゃなくて地域の活動としての、そういったものが今後いろいろ出てくるだろうと思ったもんですから、ぜひ今後とも検討を加えていただければなと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。4番 高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

それでは、2点お伺いいたします。

まず1点。こちら利用者負担がいわゆる免除されるということで、利用者の方には大変助かる条例改正だと思っておるんですが、その分、今度は町からの持ち出し、いわゆる照明の、ナイター照明の免除ですので、町からの持ち出しとなることになると思うんですが、そちらの財源はどのように予定されているのかがまず1点。

あと、2点目。条例の改正前は時間等々で制限がございました。改正後は夜間使用も免除という文言になっておるわけなんです、これは今まであった時間、あとコインの枚数とか、そういう時間、回数の制限は全くないという理解でよろしいのかお聞かせください。

(議長 菅野富士雄君)

竹田社会教育課長。

(社会教育課長(併) 町民総合センター所長 竹田辰秀君)

4番 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず財源の部分でありますけども、一般財源からの持ち出しとなるかと思います。参考までに6年度につきましては、ナイター使用料につきまして5万3,000円ほどの利用料を頂いております。その分を一般会計から負担するという流れになるかと思います。

あと利用回数については、現在のところ制限は考えておりませんが、各スポ少、部活、クラブ活動等、免除対象となる団体につきまして、ただから何ぼでもいい、コイン何枚使ってもいいという部分ではなく、一定程度モラルのある利用をお願いしていくというふうには考えております。

(議長 菅野富士雄君)

4番 高橋 勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

財源については了解しました。

その2点目の、基本的になしと考えているが、なしと考えているということで答弁は今終わらなかったようです。無制限、今、その後の答弁、今お聞きしますと、やっぱり無制限、使い放題ではないよという今注意書きというか、があったように思います。そこら辺を明確にして、ここには免除って書いているわけですから、制限も書いておりません、この条例には。それなのに、今のただし書の答弁いただいているというのは、またここに全然かかってない、記載されていない内容だと思いますので、再度、無制限ではないという。じゃあどういう制限を加えるのか、再度答弁いただきたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

竹田課長。

(社会教育課長(併) 町民総合センター所長 竹田辰秀君)

4 番 高橋議員の再質問にお答えいたします。

現状のところ、制限等は考えておりませんが、常識を逸脱するような利用状況、誰もいないのにずうっと朝までついていたとか、電気代がとてつもなくその影響でかかったとか、そういった部分が見受けられる場合については、何らかの話し合いをしながら、一定程度常識のある利用をお願いするということになろうかと思います。

以上です。(「はい、分かりました」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

それでは、質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号 飯豊町民野球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

《 日程第 6 》

議案第53号 飯豊町福祉事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第53号 飯豊町福祉事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、飯豊町福祉事業所「でんでん」の位置について、正しい表記に改めるため、本条例の一部改正を提案するものであります。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第53号 飯豊町福祉事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

《 日程第 7 》

議案第54号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算(第2号)

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第54号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算(第2号)につ

いてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に 1 億1,547万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ75億6,579万2,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、橋梁補修工事請負費5,710万円、定額減税補足給付に係る関連費用2,569万3,000円、地域観光新発見事業貸付金2,420万円、道路橋梁単独災害復旧工事1,500万円などを追加するほか、道路改良工事請負費7,000万円、人事異動等に伴う人件費などを減額するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金3,505万7,000円、諸収入2,819万9,000円、町債1,950万円、繰入金1,900万円などを追加するものであります。そのほか、地方債の変更 5 件であります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。1 番 横山清彦君。

(1 番議員 横山清彦君)

それでは、おはようございます。私のほうから 2 点ほどお聞きをしたいと思います。

補正予算書の14ページ、説明資料の 3 ページになります。

2 款 1 項 7 目の企画費003番の交流事業、関係人口創出事業負担金の追加130万円の内容についてと、あとは補正予算書の26ページ、説明資料の 5 ページ。6 款 1 項 3 目農業振興費になりますが、006番のグリーンツーリズム推進事業の観光・物産商品開発事業に係る業務委託料の追加200万円の内容についてお聞きをしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

1 番 横山議員のご質問にお答えします。

補正予算書14ページ、2 款 1 項 7 目交流事業の関係人口創出事業負担金の130万円追加の内容についてお答えいたします。

関係人口創出事業につきましては、第 2 世代交付金を活用しまして、長井市、白鷹町、飯豊町の 1 市 2 町による広域連携の事業であります。自動車教習所を運営しているマツキドライビ

ングスクールの合宿免許に首都圏から来訪する教習生を対象として、1つが地域の企業見学であったり、農業体験、観光スポットの周遊などによって魅力を感じてもらう体験型のプログラム事業。もう1つが大学に戻った学生たちをターゲットにしたイベントを開催する首都圏イベント開催事業を実施するものであります。当初予算におきまして、この関係人口創出事業負担金430万円を計上して既に承認していただいておりますけれども、この間、国との事前相談などで実施計画の事業費に変更が生じたので、当初予算に今回の130万円を追加して負担金合計560万円で先ほどの事業を実施したいと考えているものであります。

よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの横山議員のご質問にお答えしたいと思います。

補正予算書26ページの農業振興費、グリーンツーリズム推進事業費の委託事業の内容についてということでございましたが、水没林に関する物産費や体験商品の造成を想定しているところでございます。水没林に関わってというようなこともあります、中津川地区全体のお土産品の開発ということも検討しております、中津川産の米や雪室に関する物産、そういったところと新たな、今はカヌーの体験などが盛り上がっておりますが、カヌー以外の体験商品として中津川地区の田んぼを使った田んぼオーナー制度などを検討しているところでございます。飯豊町の雪や雪解け水のストーリーと結びつきやすく、水没林シーズンに販売できる商品としていくことで飯豊町のブランディングの強化、それから通年でのリピーターの拡大、観光消費拡大、ふるさと納税にもつなげていくということで考えております。

詳細の開発内容については、委託によってマーケティング調査なども行いながらどんなものがヒットするかといったことも検討しながら商品をつくり上げていきたいと思っております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

1番 横山清彦君。

(1番議員 横山清彦君)

説明ありがとうございました。それでは1点目の関係人口の件について再度お尋ねをしたいと思います。

関係人口と交流人口というのがあるわけですが、本町に必要なのは関係人口じゃない

のかなと私なりに考えたところであります。関係人口というのは私なりに調べたところ、地域に対して特別なつながり、愛着を持つということを示しているようであります。今お聞きした内容だと、マツキ自動車に來られた方の交流だったり、あとは帰られた後のイベント等の開催の事業ということでお聞きをしたわけですが、飯豊町ややっぱりいいなといって飯豊町に住みついていただくような事業の展開じゃないと、この関係人口ってというのはあまり意味をなさないんじゃないかなと私お聞きしたんですけど。その辺を再度お聞きしたいと思います。

あと、グリーンツーリズムの事業に関してですが、田んぼのオーナー制度ということで課長からご説明をいただきました。これ大体、規模として何人ぐらいの方を計画されているのか。また、開発に当たってはどなたがされるのか、中津川の方がされるのか。その辺をお聞きしたいなと思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

横山議員の再質問にお答えします。

教習所に合宿免許の取得に來る方は年間6,000人ほどいるということをお伺いしております。その方が、宿と教習所の往復だけで過ごされるっていうケースが多々ある。ただ現在は、実技は教習所に行くものの、勉強する、テキストを使って学科のほうは教習所に行かなくても自分のスマホなどで勉強することができるということで、時間が昔よりは多いということが現実としてあるそうです。ただ本当に2週間、半月ほどこちらに來て往復だけではなくて、長井、白鷹、飯豊のよさをまずは知ってもらおうということで、こういったものを企画したところあります。今回、ただ回るだけではということでありますので、そういったところも含めて、教習生に飯豊町のよさどのように知ってもらうか、そういったところはこれから具体的にその実施事業者と詰めることになると思いますので、そういったご意見も参考にさせていただいて、よりよい事業になるようにしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの横山議員の再質問にお答えいたします。

田んぼのオーナー制度について、何人ぐらいの規模なのかということと、あと開発に当たっては誰がするのかということでお話をいただいたところでした。

今のところ、町のグリーンツーリズム協議会のほうを確認して検討していきたいとは思っているところですが、何人ぐらい募集があるのかっていうところは、今回この事業につきましては中津川地区を会場にするということもありますので、ちょっと中津川地区の農業法人の方々などとも相談をしながら進めていきたいと思っているところです。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。横山議員。

(1 番議員 横山清彦君)

3回目になりました。若い方が免許を取りに来るわけなので、本当にその飯豊町、免許取るだけに来たんじゃなくて、住んでみたいなという方向に持っていただきたいなと再度お願いを申し上げたいと思います。若い方が飯豊町に来られると人口は増えると、こっちで結婚されて子供さんを産んでいただければなおいいのかなと思ったところでもありますから、その辺のところはしっかりと進めていただいて、この430万円プラス130万円の部分をフルに活用いただいて、町が潤うような事業展開をしていただきたいなと思います。

あとグリーンツーリズムのほうであります。ぜひ私前にお願いしたというか発言させていただいた件があったんですが、そのアイデアというのは、私はあまりその辺詳しくなくて、アイデアっていうのはあまり持ってないんですけども、やっぱり小学生とか中学生、高校生というのはすごいアイデアをお持ちなんです。その辺のところをフルに活用いただいて、中津川から小学校、中学校に通っておられる生徒さん少ないですけども、これを町の小学校、今4校あるわけですから、その辺のところを、あとは中学校ということで、高校生の方にも聞く機会があればそういったアイデアを活用しながら、本当に飯豊町らしい観光物産品を開発していただいて、これ飯豊町に来たときにこれ絶対買ってがないねと。食べ物にしろ、品物にしろですね。そういったところを進めていただきたいなと思います。

水没林に限ったことじゃなくて、観光を広めていただければなと思ったところでもありますので、よろしくお願いします。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

1 番 横山議員の再質問にお答えします。

定住につながる事業、本当に大切なことだと思っております。移住による定住人口、観光に

よる交流人口、そして地域とのつながりを持つ関係人口といったことがあります。そういったところでまずは関係人口というところからスタートして、最終的には移住、そういったところにつながっていけばいいのかなと認識しておりますので、そういったところにも強化していきたいと思ってますし、国のほうでも今回ふるさと住民登録制度ということはこれから考えていくということでもあります。関係人口を可視化するというか、どのくらいの人口がいるんだということが見えるようにしていくような制度だと思いますけども、そういったところもしっかりと勉強させていただきながら今回の取組に進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの横山議員の再質問にお答えします。

大変素晴らしい意見をいただいたかと思います。未来を担っていく子供たちからの意見ということで、ぜひ町内の小学生、中学生、できれば高校生からもご意見をいただいて飯豊町らしい商品というものを開発していきたいなと思っております。

そしてまた水没林に限らずというお話もいただきましたけれども、このグリーンツーリズム推進事業では、水没林というところでしておりますが、ほかの事業で町全体の物産や新たな体験メニューのプログラムの造成なども検討しておりますので、ご了承いただきたいと思います。ご提案ありがとうございます。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございますか。3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

3番 遠藤純雄でございます。

私からは、企画課と商工観光課に質問をさせていただきます。

企画課では、2款1項7目の企画費の子ども食堂から始まる地域のウェルビーイング実現事業ということであります。子ども食堂という名前が、ぽんと出てきたものですから、本町において子ども食堂を当てにされているといいますか、需要がどのくらいあるんだろうな実際、ということがすぐ思ったわけでありましてけれども、具体的にどのようなことをされていくのか。ウェルビーイングですから、社会的にも影響力のある事業にしていこうということだと思いますけれども、その辺詳しく、全員協議会でもお話聞いてますので、さらに詳しく説明をお伺いし

たいと思ったところでございます。

2 点目、商工観光課でございますが、観光費の観光組織育成事業であります。歳出予算が 2,420 万円で歳入が官公庁からの貸付金という非常に珍しいものだとまず思ったんですけれども、貸付けを受けてまで、通常ですと補助金であったり給付金であったりということになるわけですが、貸付けを受けてまでこの事業を行うその緊急性みたいなものは何なんだろうなと思ったわけであります。全協でも説明を受けておりまして、めざみの里グリーンツーリズムであるとか、インバウンドであるとか、米のオーナー制など説明は受けましたけれども、それらをどのように取りまとめをして、そして飯豊町の観光をつくっていくのかというところまで話をお聞きしたいと。

最後に、これ貸付金なので返済ということになるんだと思うんですけども、どのような形で償還を行っていくのか。

以上、お伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

3 番 遠藤議員の子ども食堂の関係でお答えいたします。

まずは町内のニーズについてお答えします。アンケート調査を行ったわけではございませんので、具体的に各地区に何人のっていう具体的な数字というものは持ち合わせておりません。ただ、昨今の物価高騰によって、生活困窮者からの相談があるということは承知しているところであります。

今回企画しています子ども食堂につきましては、そういった経済的に困窮している子育て世帯への支援という側面だけではなくて、多様な世代が気軽に参加できる地域の食堂といった運営を行いたいと考えております。居場所の拠点ということではありますけれども、そういったところは各地区まちづくりセンターとなることが理想だなと考えておりますので、困ったことがあればまちづくりセンターに相談する、まちづくりセンターに行けば楽しいことがあるなど、多くの方がセンターに来る、センターににぎわいが生まれることを期待した一つの取組となるように事業展開をしていきたいと考えております。具体的には町内のまちづくりセンター、地区まちづくりセンターを拠点として月 1 回程度の子ども食堂を運営していくという。参加者は先ほど言ったように、多くの世代の方に参加していただきたい。一緒に食事を作って自然な形で相互交流が生み出すような仕組みを構築していきたいと考えております。

さらに、今食事を提供するだけではなくて、多様な団体やサークル活動と組み合わせた組合せ食堂、また、子供たちが地域の大人たちと自然に交流ができたり、スポーツ、音楽、伝統文化、芸術など幅広い体験であったり、機会に触れられる活動をセットとしたチャレンジ食堂という形で展開していきたいと現在では考えておるところであります。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の質問にお答えします。

まずは、貸付けをしてまでこの事業を行う緊急性はあるのかというところではありますが、緊急性というものはまずはないのですが、当初予算の時点では、観光庁の補助金の採択がまだ決まらないという中でありましたので、今回、観光庁の事業の採択がなったというようなところで今回の予算に計上させていただいたというところになります。

それから、様々な事業を行っていく上でどのように取りまとめして観光を進めていくのかという話がありました。この事業で今内容を検討しておりますのは、台湾のインバウンドはもちろんですが、冬のインバウンドは今、多くのお客様に来ていただいているわけなんです、冬だけに限らずグリーンシーズン、今の季節とか、あとはミニツアー、今は冬のツアーは観光バス、大きなバスで来ているわけですが、少人数での小粒化のツアーの開発、それから全く個人の旅行者、それからあとは台湾だけではなくて欧米人に向けたツアーの開拓、そういったところも今考えております。

あとは、先ほど中津川のグリーンツーリズムの商品開発ということで、田んぼのオーナー制度というお話をさせていただきましたが、こちらでも散居集落の水田の耕作を支援するということとの取組と連動させまして、散居集落でのオーナー制度のほうも取り組んでみたいと思っております。こちらの取組については、昨年度作成しました観光計画にも載せていただいているところではありますので、あと取りまとめというところではあります、観光協会、それから商工観光課でまとめながら連携しながら、いろんなコンテンツを造成していきたいと思っております。今やっぱりありきたりのものではなくて、いろんな体験や小さな観光、誰も分からない、知らない、特別な場所、そういったものを観光客の方が求めておりますので、そういった意味でいろんなコンテンツを開発して、つなぎ合わせてツアーとして売り出していきたいなというふうにいるところでございます。

あと償還につきましてですけれども、グリーンツーリズムのほうの推進協議会が受皿となつて貸付けをしておりますが、国の補助事業、まず事業が終わり次第、全額を町に返済するという形になっております。令和5年度、6年度も同じようなスキームで事業を実施しておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

説明は分かりました。企画課長の説明で、月1回程度実施したいという話でございました。ちょっとここで教育長にお話をお聞きしたいんですけれども、子供の教育という観点から言いますと、子供の貧困であるとか、そういう点が見受けられた場合、朝から1か所に集めて食事を提供するということが本当にその子供を教育していく、成長させていくことに最適なのか。子供はやっぱり家族団らんの中で育てていくということが基本にあると私は思うんですけれども、そういう点について教育長は、この子ども食堂についてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。これが1点目です。

それから、観光組織育成事業の関係については、再質問として、この貸付金というのは補助金とか給付金とどう違うのか。急遽決定されたのでこのように採択になりましたという説明ではありましたが、ちょっと分からないので、そこだけお聞き、その貸付金は補助金とどう違うのか。

それから、これから企画、それからコンテンツの開発を行っていくという点については、先ほども説明ありましたけど、質問ありましたけども、どなたがそれを行っていくのか。

そして返済について、事業が終了後このグリーンツーリズム協議会が町に返済しますということなんですけれども、グリーンツーリズム協議会が町に返済するというそのグリーンツーリズム協議会の財源という、返済するに当たっての財源というのはどういうものになる、何からこの町に返済して、そして町が官公庁に返済していくのか。ちょっと分からないので、そこをお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

菅原教育長。

(教育長 菅原 透君)

3番 遠藤純雄議員の再質問にお答えいたします。

まずは子ども食堂ということの前に、家庭教育とそれから地域の教育力というところの関連だと私は捉えました。子供の成長においては家庭というのは安心基地として必要なことでありまして、親の支え、親の庇護というものが子供の成長には欠かせないというようなことを思っております。ですから、私から申し上げれば、学校教育の中で家庭と連携しながら子供を育てるということについては、まず不可欠なことだなということを思っております。

加えて、家庭だけでなく地域が手を携えながらお互いの顔を知って、それから声をかけ合って、そして子供を育てる、あるいは地域の力を高める、そういうことについても非常に大事な観点であると思います。これにつきましては子供の育成だけでなく、地域の力として子供の育成にもつながる大事な観点だと思っております。

今ご質問の中にあります子ども食堂でありますけれども、子供の貧困対策というようなことの一つの観点ではあるわけではあります、先ほど企画課長が申し上げておりました、子供の居場所ということについては非常に今大事なことではないかなというようなことを思います。家庭だけではなくて地域全体で子供を育てる、そういうことの環境づくりが今必須でありますし、それから子供がまず安心して笑顔で交流できる、そういう場所づくりが今必要なのではないかなということを考えております。

まちづくりセンターで行うということの役割があったわけですが、私自身やはりその地域の核となる場所があって、そこに人が集うということについては大きな意義があると思っております。子供の成長だけでなく、地域の教育力、地域力を高める上でも非常に大事な観点での施策ではないかなということを考えておりますので、私自身、子供だけでなく、子供も含めてですけども、地域の教育力、地域力を高める、その起爆剤として子ども食堂は有効な手だてではないかなということを考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の再質問にお答えします。

貸付金と補助金の違いということではあったんですが、この官公庁の事業が概算払いがない国の補助事業ということもありまして、資金繰りがなかなか大変だということがあって、町のほうから団体に一旦貸し付けるというシステムをつくっております。国の補助金が団体に入り次第、一括で町に返済するというところで行っております。

それから、どなたが事業を行うのかというところがありましたが、観光協会はもちろんですが先ほどからお話になってますグリーンツーリズム協議会に所属している様々なメンバー、それから旅行の商品開発をされる方などなど、様々な方が関わって事業をつくり上げていくということになります。

あと、貸付金の財源ってということでしたが、先ほどお話ししたとおり、観光庁の補助事業プレミアムツアー事業、それからオーバーツーリズム事業という2本の国の補助事業を合わせて申請させていただいているということになります。それが財源となります。

ちなみに、補助率はそれぞれ違いますが、プレミアムツアー事業ですと1,000万円まで定額、それ以上は2分の1の補助、それからほかのオーバーツーリズム事業については3分の2補助ということも事業によってそれ様々補助率は違いますが、観光計画をつくったことによって、ほかの地域よりも有利に補助金がついているというような状況です。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

突然教育長に質問を振ってしまいまして、そして明確な答弁をいただきまして大変ありがとうございました。

この事業は、町執行部だけで進めるということも大事ですけれども、やはり子供さんが相手ですので、そしてウェルビーイングっていう将来的には子供だけでなく高齢者の方ももしかするとこの事業によって核となるまちづくりセンターに集まって、様々な交流を行うということから、やっぱりいろんな形でこの事業を見ていかないと、一方的なことだけではちょっと進むのが危険だなと思ったところから、教育長のお話をお聞きしたところでございました。

そして3回目の再質問になりますけれども、商工観光課でございますが、裏側にグリーンツーリズムが申請しているプレミアムツアー事業の補助金等があつて、それが財源となる、決定になればそれが財源となるということでもありますけれども、その裏側で申請する補助金の総額が今回の貸付額と同額になっているのかなと思いますけれども、そこだけ確認させてください。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

貸付金と同額になっているかと思いますが、当初予算で、もともとの事業費の補助率以外で

一般財源で持つ部分については、当初予算で見込んでいるということになります。その当初予算に見込んでおきながら、まず国の補助事業に手を挙げて採択なるかどうかというところを検討して、採択今回なったのでということで、この大きな事業費を上げさせていただいたということになります。同額になります。（「補助金だけで」の声あり）事業費全体ですか。すみません。全体で同額ではなくて、それぞれの事業で一般財源の持ち出しも3分の1だったりというふうなところではあります。あと10分の10の補助事業もあります。いろんな事業が組み合わさっての財源となっておりますので、そこはご了承ください。もし後で詳しいものが必要だとあれば示させていただきたいと思います。

以上です。

（議長 菅野富士雄君）

ほかにございませんか。4番 高橋 勝君。

（4番議員 高橋 勝君）

それでは数点お伺いします。ただいまも出ております子ども食堂の件ですが、ちょっとまた別な角度で。こちらの説明の中には、地域住民やボランティアの参加を推奨するという文言があります。しかし歳出の3分の1、約3分の1が300万円の予算のうち3分の1、100万円が報償費という名目になっております。これは、こことのボランティア参加という説明との乖離があるのではないかと思います。こちらの報償費の内容をお聞かせください。

あわせて、やはり子ども食堂というと、貧困対策だというのがまず頭に浮かびます。そういう中で、説明にもありました子供だけではない、他世代の方の集まる場をつくっていききたいということであれば、この名称も変更もあり得るのかなって思うんですが、逆に変えたほうがいろんな誤解だったりを生むような要因が排除されるのではないかなと思いますが、この名称についての考えをお聞かせください。

そして、あわせて事業内容、これ全協で受けた事業内容を見ますと、札幌の子ども食堂・子どもの居場所づくりのガイドブックを抜粋したっていうようなこれ説明であります。飯豊町のいわゆる子ども食堂、今は子ども食堂って言うようですが、子ども食堂の飯豊町独自の事業内容がこちらに、ガイドブックを飯豊町に合うようにこの文章を変えたと理解するわけなんです。この1、2、3、4、これを1年間で実施していくということによろしいのかお伺いします。

次であります。先ほどグリーンツーリズムの説明で、中津川地区を中心に事業展開するということでありましたが、中津川地区に限定している理由、これを全町展開しなかった理由、

特にお米のオーナー制度というのは中津川法人２社しかないと理解しております。そういう中で人数どれぐらいになるかというような部分もありましたが、町内に中津川を中心にした理由をお聞かせ願いたいと思います。

あと起業人ですかね、地域活性化起業人、経営改善としておもてなしマネジャーを２名の予算だということでありまして、５８０万円ほどになっておりますが、経営改善に２名を必要とする理由をお聞かせください。

最後になります。白川ダム周辺事業ですが、フォレストいいでの再開に向けた後のことではありますが、調査期間をお知らせください。また、調査結果をどのように取り扱うのかについても一緒にお聞かせ願いたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

４番 高橋議員の子ども食堂の関係でお答えいたします。

１点目。ボランティア推奨と言いながらも報償費が多いということにお答えします。

報償費は今回１１０万５,０００円ということで計上させていただいております。内訳は４つになります。まずは、立ち上げに当たってキックオフシンポジウムを開催したいと考えておりまして、その講師であったり、パネリストへの謝金であります。２つ目が、組合せ食堂を実施したいと考えておりますので、そういったことに協力していただく団体への謝金。同じくチャレンジ食堂に協力していただく謝金。そして最後に、調理の補助に当たっていただく方への謝金。この４つを想定しているところであります。

子ども食堂を運営していくに当たりまして、初めから全てボランティアといった形がいいのかもしれませんが、まずは一定の謝金を準備させていただきながら、これから継続して開催していく中で最善の運営方法を探ってまいりたいと考えております。

２つ目。子ども食堂という名称について。一応こちらの案でいきたいというのはありますけれども、今ご意見議員からいただきましたので、名称については改めて課内で検討させていただきたいと思います。

あと３点目。全員協議会で配付させていただいた資料で、札幌市の資料を参考に出させていただきました。主に上の部分については、札幌市のガイドブックより抜粋させていただきましたが、下のほうの一つが食堂はじめ、２番の居場所食堂、３番の組合せ食堂、４番チャレンジ食堂は飯豊町独自の事業として実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの高橋議員の質問にお答えします。

まずは、グリーンツーリズムの推進事業に関してですが、先ほどの横山議員のご質問の中でもお答えしましたが、こちらについては水没林に関わる商品開発につなげるということがありまして、取りあえず中津川地区での田んぼオーナー制度を設けていくということでさせていただいたところです。

先ほど遠藤議員の質問であったとおり、観光組織育成事業の中で田園散居集落、こちらの平場というか、そちらのほうでの田んぼオーナー制度を展開させていただければなと検討しているところです。中津川地区には法人がまず2社しかないというところありますので、オーナー制度を行うに当たり、そちらの2社にご相談差し上げた上で展開できるのか、もしくはグリーンツーリズムのメンバーの方に農業法人の方も人数がいらっしゃいますので、そういった方にも協力いただきながら展開していくのか、そこは状況を見ながら進めさせていただきたいなと思っております。

あと起業人の2名を必要とする理由ということでお話があったところです。起業人の2名採用とする理由、必要とする理由につきましては、まず一つは、経営の中枢に関わりマネジメントや人材育成に関する人材ということで1名考えております。それから調理長として料理に関わるマネジメント、オリジナル料理の創作、それから次期調理長の育成に関する人材として1名ということで、先日の全協のほうでもお話しさせていただきましたけれども、経営に関する方、それから料理部門に関する方ということで、それぞれ分けてお願いしないとなかなか経営の改善が難しいであろうということで2名を導入するということで考えております。

あと、3つ目の白川荘の白川ダム周辺整備事業についてということでございましたが、こちらについては調査期間ですが、予算が通れば6月から開始させていただきまして、工期は二、三か月かかるのかなというところで想定しているところでございます。こちらはフォレストの建物、土地と建物の調査を行うということで、実際今あの建物がどのぐらい壊れているというのか、修繕がどのぐらい必要なのか、そういったところまで見込みを立ててあげないと、なかなかこれから活用する上でやりたいと思ったとしても、ちょっとお金がかかり増しするとか、そういったことを考えたときに、なかなか手をつけられないのではないかとございます。

ので、そもそもフォレストの価値というか、その修繕がどのぐらい必要なかっていうところを洗い出した上で、またサウンディングも引き続き行いながら活用方法の提案を公募を引き続きしていくというふうなことで検討しております。

サウンディングがもし土地建物調査である程度調査が行われまして、その後サウンディング調査でいい提案が出ましたら、それを参考に今度プロポーザルを行いまして基本構想、それから基本設計に加えて次年度以降の建設や運営管理まで行う事業者を選定していきたいなと思っているところでございます。いずれにしろ、そのフォレストの状況、そこをまず確認しないと始まらないということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。（「分かりました」の声あり）

（議長 菅野富士雄君）

ほかにございませんか。5番 屋嶋雅一君。

（5番議員 屋嶋雅一君）

それでは、私から1点だけお伺いします。

総務課になります。財産管理費の中の町有財産管理費で、工事請負費の213万円とあります。その内訳の法定外道路のり面補修と旧中津川小中学校の雪害の修繕ということがありますけども、それのおおのの内訳と内容をお伺いしたいと思います。

（議長 菅野富士雄君）

志田総務課長。

（総務課長 志田政浩君）

5番 屋嶋議員のご質問にお答えをいたします。

補正予算書13ページ、2款1項5目財産管理費の中の002町有財産管理費の工事請負費213万円の内訳とその内容というご質問でございました。

この内容につきましては、法定外道路に隣接するのり面の修繕工事分が118万円。あとは旧中津川小学校の校舎のガラス修繕工事ということで95万円を計上させていただいているという内容でございます。今年の冬の豪雪によりまして、融雪後、小白川の芋元地内で法定外公共物ののり面の一部崩落が発見されております。のり長が長いということがございまして、板柵工を講じることによりまして法定外道路、生活用道路の崩落を土留めをしまして、崩落を未然防止を行いたいという内容でございます。

中津川小学校校舎の窓ガラスにつきましては、屋根からの落雪によりまして、2階の窓ガラスが10枚ほど割れたというところであります。1階につきましては落とし板等で対応はしてい

るものの、今回は2階ということでございまして、下屋地の最大積雪深が402センチということでございまして、想定を超える雪によりまして窓ガラスが破損したということでございまして、原形復旧を行うものでございまして、なお、町村会の建物災害共済のほうに保険金ということで、後ほど請求等をさせていただく予定としております。

以上でございます。

(議長 菅野富士雄君)

5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

法定外のほうののり面補修については理解しました。ただ、今回発見されたということで、これもやっぱり豪雨とかそういった様々な要因があるわけで、こういったのり面が結構急な場所って結構多分ほかにあると思います。ふだんからの点検等々、またその対策等々は必要なのかなと思ってます。中津川小中、旧のほうなんですけども、やはりこれガラスっていうことはお聞きしておりましたが、想定外の雪だったということが大きな原因かもしれません。ただ、最近の本当にこういった豪雪、やっぱり去年は記録的な豪雪だったわけなんですけども、もう今年も半年でまたそういったシーズンを迎えるというようなことがあります。原形復旧だということで今お伺いしましたけども、これ原形復旧だけでなく、もう少しやっぱり対策どのように考えているか。やっぱり想定外だったというものの、その辺対策は講じていく必要があると思いますので、その辺どういう考えでいるか。

それで今回の財源雑入とか一般財源ということから回してるわけです。こういったことも実際、これ補修なければ違うほうの有効活用に使えるわけですので、その辺は大切なことなのかなと思っていますので、どういう考えでいるかお伺いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

屋嶋議員の再質問にお答えをしたいと思います。

法定外道路のほうの被害調査という部分につきましては、融雪後、雪害による被害調査ということで全町を調査させていただいた折に、その被害箇所が見つかったということで、このたび補修をするということでございます。今後につきましても法定外公共物、結構ありますので、融雪後にはおのおの調査をさせていただきながら修繕等に対応してまいりたいと考えております。

中津川小学校の窓ガラスにつきましては、保険金を請求するということで、原形復旧ということに今回はとどまるという内容でございます。1階は落とし板等で対策をしているわけですが、2階については足場を組まないとその対応ができないということもあって、なかなか現状厳しいのかなと考えておりますが、重機に入っただいて雪を下ろすとか、そういった対応も今後は必要だとは考えておりますので、今年の冬のような豪雪のときには改めて対応を検討したいと考えているところであります。

(議長 菅野富士雄君)

5番 屋嶋雅一君。

(5番議員 屋嶋雅一君)

のり面補修のほうについては理解しました。よろしくお願いします。

中津川小中学校のほうですが、やはり2階だということで様々対策には大変なところはあります。ただ、考えられる要因というのが、今度やはり豪雪になれば、屋根の雪というのは巻き返して必ず窓ガラスのほうに来るっていうのは、これは想定できると。今回の冬はそういったことで結構ガラスだけでなく、壁面等とあと屋根が折れたとか、そういった重みでということが多々ありました。今度もそういったことで考えられるわけですので、今回95万円という金額ではありますが、これが毎回ということになりますと相当な金額になっていくということで、やっぱり1回対策は必要なのかなと思ってます。

また、今回中津川小中学校ではありましたが、町の町有財産というのはほかにも施設があるわけですね。そういった施設についても、同じようにこういった災害、雪害等々で発生してくるという可能性もありますので、その辺も点検が必要なのかなと今後について思いますので、今回だけでなく対応をお願いしたいなと思いますが、その辺どう思ってますか。

(議長 菅野富士雄君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

屋嶋議員の再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、雪害に対する公共施設町有財産の予防保全という部分には必要になってくるかと思います。今年度被害を受けたところについては、再度被害を受けることがないように予防保全という部分で対策を取っていきたいとは考えておりますので、ちょっと中津川は本当になかなか大変なところではありますけれども、こういったことがないように次年度以降、今年度以降取り組んでまいりたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。6番 舟山政男君。

(6番議員 舟山政男君)

私からは、3点ほどお聞きしたいと思います。

1点目は、6款1項10目の農業経営対策事業費、基本構想・経営体育成事業の内容についてであります。

それから2点目は、これ遠藤純雄議員と高橋 勝議員が、何か質問譲られたのかなと考えますけれども、要旨として挙がっておりますので、その点について再度お尋ねしたいと思います。それは1点目は、この荒廃農地等利活用事業についてですけれども、この事業はどのような状態の農地が該当するのかという、この1点となります。それから、それをどのようにしていく事業なのかと。

それからもう1点、予定している地区面積はということの問いかけであります。

それからもう1点としては、この荒廃農地の定義は細目書の自己保全と理解してよろしいのかということ。それから、また町で該当する面積はいかがなものかということであります。

私の2点目についてですけれどもアンテナショップ、7款1項2目のアンテナショップ運営事業についてでありますけれども、これ先ほどの一般質問の中で、町長が阿波おどりについて多少触れられておったようであります。そのようなことなのかなとは今改めて感じているところでありますけれども、業務委託料追加として250万円は、この予算の追加の内容についてであります。

それからもう1点、商工観光のほうですけれども、先ほどから水没林グリーンツーリズムについて、これについては水没林に関する商品開発であると答弁されておるようですけれども、地域振興公社、第三セクターが本来は関わって開発しなきゃならないところじゃないのかなとも考えているんですけれど。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

上田農林振興課長。

(農林振興課長(併) 農業委員会事務局長 上田信幸君)

6番 舟山議員のご質問にお答えしたいと思います。

全部で7点ほどあったかと思います。まず初めにであります、6款1項10目、予算書の27ページ、説明資料の6ページということで、基本構想・経営体育成事業の内容ということだと思います。この事業につきましては、まず経営対策育成事業の中の農地利用効率化等支援交付

金の部分になります。この事業につきましては、担い手の育成確保や地域農業の維持発展のために農業者の経営改善、農業経営力の向上を図るというものを支援するという大きな目的を持っております。内容につきましては、農耕用の機械の購入に係る支援ということになります。これにつきましては、補助率3分の1以内ということになっておりまして、町としてはトンネル補助という取扱いで支援をしているということになります。

それと2点目でございますが、まずは荒廃農地等利活用事業ということで、先日の全協の段階でも資料等はお示しをさせていただきましたけれども、やまがた農地リフレッシュ&アクション事業費補助金という部分であります。この部分の対象となる農地、どのような状態の農地かということでもありますけれども、これはまず農地パトロールなどによって遊休農地を発見した場合、まずはその本人から意向調査をさせていただきます。その際に、再生したいという意向がその認定農業者の方からあった場合はこの補助事業を進めていくというような内容となっておりますけれども、状態としては、簡単な耕運などによって復田できる以外ということを想定しているというところでございます。

また、ここの事業、どういう事業、これからどう進めていくのかという事業ですけれども、まずはその荒廃農地という部分を営農できる農地へ再生をして、再生後の営農の定着を図るという目的となっております。今回予定している地区というものは、3地区ございます。1つは中地区、萩生地区、添川地区ということになります。

対象の面積につきましては、3地区合計しまして5,700平米ほど。約57アールということになってございます。

それと5点目の荒廃農地の定義という部分でもありますけれども、これにつきましては、これ事業の実施要領というものがあります。そこに記載してあるものとしましては、対象農地は現に耕作に供されておらず、耕作の放棄によって荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地、かつ小規模な基盤整備等により再生可能な農地及びそれらの農地という定義づけをされているという記載はされているところでございます。

また、細目書の自己保全として理解してよろしいかという内容でございますが、はい、それで結構かと思っております。ただ、自己保全とするものですが、やはり先ほど話したとおり簡単な耕運などによって復元できる以外ということも想定しておりますので、細目書上では自己保全でよろしいかと思います。

町全体の荒廃農地の面積という質問かと思いますが、町全体では2万平米、約2ヘクタールという状況となっております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの舟山議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1つ目。アンテナショップの運営事業ということで、内容は何なのかということでお話もあったところですが、こちらにつきましては昨年度もめぎみの里まつりにおいて、皆様にも会場でご覧いただきましたけれども、天狗連という阿波おどりを招聘して大勢の皆様にご覧いただいたところでした。今年度も阿波おどり連の皆さんを招聘いたしまして、めぎみの里まつりで町民の皆様にご利用していただければなということで予算を上げさせていただいたところになります。

あともう一つでございますが、水没林に関する商品開発というところで、先ほどのグリーンツーリズムの推進事業費のことになると思うんですけども、地域振興公社は関わっていないのかというお話があったところですが、グリーンツーリズムの推進協議会のメンバーの中に地域振興公社が入っておりまして、メンバーとしてそちらで活動もしていただくということになっております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

6番 舟山政男君。

(6番議員 舟山政男君)

大体、農林課については了解いたしました。

ただいまのグリーンツーリズムの件についてなんですけれど、振興公社のメンバーが入っているという以前の問題だと私は思うんです。第三セクター、今年の水没林の、あれだけ全国的にテレビでも大々的に報道されている状況の中で、第三セクターとしては本当にあの状況を生かし切れたのかということが、かなり問われているんじゃないかなと思います。

ちなみに、こういう話がありました。午前11時頃になって手ノ子高峰の方面から中津川のほうに向かっていくと車がどんどん擦れ違うという、その時間帯にたくさん多くの車が擦れ違うという、それはどういうことかという水没林でご飯を食べることができなくて町の中心部のほうへ帰ってくるということなんです。ですから、そういった1点を踏まえても水没林のあれだけのテレビで大々的に努力して、本当に様々な企画をして努力して、ライトアップであると

か、ああいうものを設けてやったものが生かし切れてないんじゃないかというようなことあります。ですから、そういうことにおいては第三セクター、白川荘になりますけれどそちらのほうで、もし民間であればそういう状況は絶対逃さないという考えになるんじゃないかと思うんです。そういう考えをぜひ、本当は町の中に入って考えるんじゃなくて、先頭に立ってそちらのほうで考えて、それに対して町が応援するという形が私はベストじゃなかったのかなというのを考えておりますので、このように話をさせていただきました。このことについてはどのようにお考えですか。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの舟山議員の再質問にお答えいたします。

水没林の商品開発等に関しては、三セクがまずメインでやるべきではないかというお話があったところでした。確かに白川荘の周辺にお客様がたくさんあの期間に訪れますが、正直言って、白川荘だけではとてもじゃないがさばき切れない人数の方々が入ってきます。ですので、グラウンド内に水没林プラザなどを設置しながら飲食店を別に設けたりということで、お客様の誘客を図っているところではございます。本来ならば白川荘単独でというか、公社が単独でこういった事業を展開すべきということではありますけれども、先ほども言ったとおり、なかなか一遍に多くのお客様が訪れるってということと、なかなかスタッフがそんなに十分にいないという中で十分な対応がし切れないということもありまして、できれば今後、やはりこの時期に飯豊町内で白川荘だけではなくて、例えば高峰のそば工房でしたり、手ノ子のいわはなやさん、おじかさんだったりということで、ずっと町内全域にお客様が流れるような仕掛けづくりをしていく必要があるのかなと思っております。なかなか白川荘だけではさばき切れないというところをご理解いただければと思います。

今年度、台数にして車の台数だけで期間中7,037台、これは料金を頂いた方だけの車の台数になりますので、多分、源流の森ですとかほかに駐車されている方を含めると車の台数だけで、もしかすると1万台ぐらいの車が入っているのかなというふうに思います。独りで来られるという方はなかなかいらっしゃいますので、その倍数、2万とか3万とかっていうお客様があつた期間に水没林を訪れたということになりますので、白川荘だけではなくて地域全体に、町全体にお客様を流せるようなシステムを今後考えていきたいと思っております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

6 番 舟山政男君。

(6 番議員 舟山政男君)

ぜひ来年度以降に向けて、飯豊に来た人、喜んであそこでゴールデンウィークを過ごしてもらいたいと思います。物の考えとしては、空身で来て、あその水没林に来れば、炊き物もある、テントもある、食べ物もある、そういうことで、そして帰っていくときは、身軽な形でお土産だけを買って帰るというようなスタイルにできれば一番いいんじゃないかなと思うんです。向こうから来るときに、テントから何から何まで、古い言葉で言えば鍋から包丁からまないたから全てまとめて車で運んできて、あそこで楽しむというスタイルじゃなくて、空身で来て、裸で来て、こちらで様々なものを用意して過ごしせればいいなと考えますので、ぜひ来年以降も様々なことを展開していただきたいと考えます。

以上です。

今後についてですけども、いかにかお尋ねしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。質疑です。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの舟山議員のご質問にお答えします。

キャンプのお客様が非常に多く、水没林の期間には訪れていただきました。今議員がおっしゃったように、空身で来て楽しめるようなことも検討してほしいということでありましたが、来られるキャンパーの方はやっぱり自分なりのこだわりもありますので、そういった方はまず自分で持って来ていただくということは前提だと思いますが、自由に手ぶらで来て、気軽にキャンプができるというそういったことも、こちらでもちょっと検討してみたい、公社とも話をしてレンタルのキャンプテントだったりとか、調理用具だったりっていうところもちょっと検討していきたいなと思いましたので、来年度以降に、これから反省会ありますのでそちらのほうで意見させていただきたいなと思いますのでご了承ください。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにございませんか。よろしいですか。7 番 松山和好君。

(7 番議員 松山和好君)

7 番 松山和好です。

アンテナショップ関係、7款1項2目のアンテナショップ関係は、何人かの質問と答弁で理解しました。阿波おどりの方がいらして、それを見た飯豊の町民は、その高円寺というところが、そういうものがあるということは大体肌で感じたと思うんですけども。ただ、高円寺の方々は阿波おどりの方がこっちに来て、飯豊に行ったとか、そういうあまり興味を増したということはあまり感じないと思うんですね。そこで、あちらから阿波おどりの方々が来てもらうのも大変結構なんですけども、こちらから行って、飯豊の名を知らしめるいうまでは行かなくても、少し飯豊の町の雰囲気を感じ取ってもらうような、こちらから行くというような発想はなかったのでしょうか。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの松山議員の質問にお答えいたします。

来ていただいている阿波おどりの連の皆さんにつきましては、非常に飯豊町に関心を持っていただいて、お土産等もたくさん買って帰っていただきました。それで、こちらから行くことは検討しなかったのかということではありますが、以前ですと町内の獅子連の方ですとか、生産者の数ですとかそういった方が向こうの高円寺のほうにも行ってらしたということがございます。今年度は阿波おどりということで考えておりますけども、次年度以降、そういった交流をまた継続して飯豊町のほうから高円寺を訪れるという企画もまた再開できたらなと思っておりますのでご了承ください。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

7番 松山和好君。

(7番議員 松山和好君)

アンテナショップの件は了解しました。

あと水没林の受入態勢関連で565万円ほどあるわけなんですけども、7款1項3目の4番ですけど、町のほうでこれくらいの変更をしておきながら、実際町にどれくらいの利益を残しているのかをまずお尋ねします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの松山議員の再質問にお答えします。

水没林の利益というところでございますが、先ほどもお話、舟山議員の回答でお話ししたとおりちょっと車の台数までは今出ているんですけれども、実際に何人入ったのかとか、その他の売上げがどのくらいあったのかというところはまだまとめが終わっておりませんので、統計が終わればお知らせしたいなと思っておりますが、相当な経済効果はあったものだと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

7 番 松山和好君。

(7 番議員 松山和好君)

続きの質問ですけども、あそこを使ってる団体、例えばカヌークラブだったり、白川荘だったり、いろんなところであの場所を使っているわけですけども、本当に町だけでこの予算を使う、つぎ込んでいいのか。いろんな関係団体がそれを利用してもらえば、それ相当の負担をしてもらってもいいのかなと思いますけども、そのようになっているのか、なっていないのかお尋ねします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの松山議員の再質問にお答えいたします。

町だけの予算ということではありますけれども、この内訳としては565万円の内訳として、150万円のほうの水没林の対策、渋滞対策ということで予算をつけさせていただいております。こちらの渋滞対策につきましては、事業者の方のみじゃなくて住民の方にも迷惑がかかるという部分もありますので、これは町で負担すべきなところなのかなと思います。白川荘の公園内に入る前に相当な渋滞が生じるということで住民の方、それから水没林のエリアでなくて源流の森とか、さらに上の集落への水仙ロードですとか、桜とか咲いているという時期もありまして、上流に行きたいという方も行けないということを考えますと、町として渋滞対策としての支援は必要なのかなと思うところでございます。

残り400万円程度ですけども、こちらにつきましては観光協会への補助金ということで、水没林に関わる様々な観光誘客、それから当日の渋滞対策の整理、対応と、あと観光案内、そういういったところに対しての補助金ということで、一般財源で当初予算で計上させていただいて

おりましたけれども、この度、こちらについては第2世代交付金のほうで交付金が見込みが出ましたので、観光協会のほうの補助金についてはそちらのほうで対応させていただくということで検討しているところでございますのでご理解いただければと思います。

あと、関係団体から負担をしてもらったらいいんじゃないかということでお話ありましたが、今年度からダムオープン化というふうなことでありましたので、それぞれのこれから関わる事業主の皆様には、ある程度の料金を頂きながら負担をしていただきながら、水没林の運営というかあのエリア内の事業に関わることを運営していただければいいのかなと思っています。その組織づくりについては、今後、反省会を踏まえまして、どういった方法を取っていくのかというところを検討していただいて、関係団体から、ある程度の負担をいただくシステムづくりというところもやっていきたいと思いますのでご了承ください。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ほかにありますか。8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

私のほうから4点ほどお聞きをしたいと思います、まず商工観光課にお聞きをします。

補正予算書9ページ、説明資料1ページと関連があるようですので、補正予算書29ページ、それから説明資料6ページですかね、アンテナショップの運営事業と企業版ふるさと納税、この関係についてお聞きをしたいと思います。

さきの一般質問だと思ったんですが、この企業版ふるさと寄附金125万円を計上されていますが、これについては高円寺の商店街の方々からこういった寄附金を募っていると。それを阿波おどりの誘致業務の委託料等に充てるのかというようなお話を町長のほうがお話しされておったようでございますが、これが企業版ふるさと寄附金に該当できるのかどうかです。企業版というふうなことで、それを観光事業に充てるっていうのはどうなのかなということを思ったところでございます。ただし、目的としてはいかにしよ、こういったことで私どもとアンテナショップのある高円寺のその交流とか、お互いの観光物産、そういったものを活性化をしていこうということは大変いいことだと思いますので、その目的等について、アンテナショップについて、この企業版ふるさと寄附金、この関係についてお聞きをしたいと思います。最初これだけお聞きします。

それから、これも商工観光課になるかと思いますが、補正予算書27ページの、あと説明資料6ページ、地域活性化起業人負担金ということについて、588万円ほど計上されておしま

すが、事前の説明ではしらさぎ荘の運営に関して支援をしているということで、起業人のこの制度を使いたいということでしたが、2名を配置をしたいということでしたが。起業人に期待すること、起業人に業務として行っていただきたいことということで、その勤務内容と勤務の場所を、あとどれぐらいの頻度でこの起業人に活動していただくのかお聞きをしたいなと思います。具体的な名前が出たからだったんですが、その受入先との理解と関係、あるいは当然、その経営の改善とか、サービスとか、あるいは活性化とか、そういったものにつながっていくんだと思いますけれども、その受入先との連携をどのように取っていくのかです。せつかくの起業人を受け入れるわけですので、それをどういう成果を求めて、あるいは公社のほうと、第三セクターなんですけど、そこ一緒になってどういうふうに進めていくのか、その手法なんかも今考えることがあればお聞きをしたいなと思います。

それから、最後に企画課のほうにお聞きをします。

予算書16ページ、補正予算書の3ページですが、何人かからも出ている子ども食堂でございます。317万円ほどでないか、子ども食堂を実施する目的、あるいは誰がというようなことで、質問についてはもう既にお答えをいただいておりますが、まちづくりセンターでこれを行うということですが、今まで公民館事業として様々なことをやっております、各公民館には調理室もあればそういった集会室も研修室も様々なそういうところがありましたので、場所的には問題ないと思うんですが、これを行っていく上で地域との関わりとか、あるいはそのボランティアを募集をするということでありましたので、そのまちづくりセンターのその理解度とか成熟度です。そういったものがどこまで進んでこの事業が予算化をされて計画をされているのか、それについてお聞きをしたいと思います。まずその点、4点ほどお願いをします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の質問にお答えします。

まずは1つ目、アンテナショップのほうの取組ということで、ふるさと納税の企業版を使えるのかどうかというところですが、地域の活性化に伴う事業というところで使用させていただけるものとして捉えております。

あと、2つ目の地域活性化起業人の2名に期待することでしたが、先ほど高橋議員のときにもお話ししたとおり、1人の方は経営改善のプロの方を、もう1人は調理のプロの方をというところで介入させていただきたいと思っております。やはりそもそも地域振興公社に

はそれぞれのプロ、経営のプロ、料理のプロが今までもいなかったっていうところがありますので、基本的なところから職員の方に指導していただければなと思っているところでございます。

場所につきましては、地域振興公社、まずはしらすぎ荘のほうからまず介入していただく予定であります。その後に白川荘ということで入っていただく想定であります。

頻度としては週5日間、ほぼ毎日のように張りついていただいて指導していただくということになっております。最長で3年間介入していただけるということがありますので、都度、改善状況を見ながら進めていくことになるかと思いますが、できれば3年間びっちりのご指導いただいて経営改善、スキルアップというところに努めていただければなと考えているところでございます。

受入先との関係性ということではありましたが、まずは職員と一緒に中に入っていただくということで関わっていただくということで、あまり距離感を取らずに関わっていただくつもりであります。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

8番 遠藤議員のご質問にお答えします。

初めに、商工観光課長回答させていただきましたけれども、企業版ふるさと納税の使い道の関係、補足させていただければ、内閣府から地域再生計画認められておりまして5つの種事業を設けておりますけれども、その中の事業の1つに、もちろん観光も入っておりますので、使うことについては問題ないと認識しているところでございます。よろしくお願いいたします。

続いて、子ども食堂についてお答えします。

地域との関係性についてのご質問ありました。今年度から地区公民館ではなくて、まちづくりセンターの事業として一本化して4月から対応させていただいております。その中で、新たな事業ということで今回提案させていただいた子ども食堂をやろうということになりました。これについては福祉の面もちろんありますけれども、これから本当に地域コミュニティーをどうしていくかっていうところあります。そういったところを重視した主眼で今回計画をさせていただいたところであります。今までなかなか集まっていたかなかった世代とかにも多く、まちづくりセンターに来ていただく、本来であれば歩いて来られる距離が一番いいんでしょう

けども、なかなかそういった細かいところまではいかないということで、まずは5つのセンターで始めさせていただいて、いろんな課題を吸い上げて、よりよいものにしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。8番 遠藤芳昭君。

(8番議員 遠藤芳昭君)

子ども食堂についてもお聞きをしたいなと思うんですが、その前に、企業版ふるさとの寄附金なんですけども、これについては今までですと町が受けて、それを企業に返して企業の研究とか開発とか、そういったものに使用しておったということで記憶あるんですが、これは企業版ふるさと寄附金はそのまま町の事業として受け入れるということのようでよろしいんでしょうかね。

あと、これらの関連性の中で、高円寺の商店街、恐らく商店街の皆さんからこういった企業版ふるさとを寄附金を受け入れるというようなお話だったんですが、その高円寺との商店街とのその連携をどのように今後持っていくのか。つまり、阿波おどりを誘致をしたわけでございますので、そのつなぎとなっているのはアンテナショップなわけですよ。そのアンテナショップは、その運営もそうなんですが、町の観光、物産、交流、そういったものの拠点になって本来アンテナショップってなことになっているんだと思いますが、今現在、なかなか私の目にはそういったものが全て達成できている、あるいはそれを活動されているというふうにはとても思えない状況があるんですが。というのは、今まで2階、3階というようなところもお借りしながら交流の場、あるいは体験の場、町の観光PRの場、そういったものの場につくっておったようですが、もうほとんど小さな食料店とかそういうようなことにしかなくなっていないので、今後、観光を通してあるいはアンテナショップとして、町の今回の阿波おどりをどういうふうに関連づけて今後に展開をしていくのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それでせっかく阿波おどりで来ていただいて、ここで予算計上の250万円の業務委託料なんですけど、めざみの里において実施をするということであれば、都会にはもっともっと阿波おどりのほかに、あそこには座・高円寺っていうもう立派な文化施設や文化団体がおりますけれども、例えば、映画やここにあります公演、講話、講談、コンサート、例えば演劇とかそういったものを町民の目に、あるいは体験として触れるようなものがやっぱり必要なのではないかなと。私は阿波おどりでそれを体現できるものとは思いませんので、もう少し町民のそういったものの体験できるような、あるいは感動できるような、そういったものもやっぱり考えて

いただくべきではないかと。そのために高円寺を使っていただくというようなことでないと、こちらで一方的に数百万円、1,000万円に近いお金を毎年出しているわけですから、さらにさらに今回250万円を出すということですので、ぜひその辺のところはまず検討すべきなのではないかなと思います。ご意見をお聞きしたいと思います。

地域活性化起業人については分かりました。ただ1点だけ、商工観光課長にお聞きをしますが、今までプロがいなかったということが答弁の中にありましたけれども、まさかやっぱそれは取り消したほうがいいのではないかなと。今まで何十年間もお客様に対して食品を提供してきたわけですから、今までプロがいなかったのというふうな、そういうことでこれを起業人を呼ぶというのは、やっぱりそれはちょっと答弁が違うのではないかなと。もう1回振り返ってみてください。

それから子ども食堂から始まるウェルビーイング実現事業なんでございますけども、先ほど分かりましたが、一応今後の継続性ですね。例えばこれ予算がついたから恐らくやろうかなということになったんだと思いますが、1回でやっぱり1年後に予算がなくなった、補助金がなくなったからこれやめるっていうわけにも恐らくいかないと思うんですよ。例えば、今、まちづくりセンターでやろうということでお話を聞きましたけれども、運営主体はほかのどこをいろいろ見ますと、ほとんどNPO法人とか地域とかですね、あるいはボランティア団体とか、そういう団体がそれをやっているという。きっかけはまちづくりセンターでよろしい、行政でよろしいかと思いますが、やっぱり行政の仕事はちょっとこれも違うんじゃないかなと思いますので、やっぱり将来的には、例えば……（「まとめてください」の声あり）はい。他の例を見ると、民間団体とかそういうのあるんで、飯豊町にもそういう団体があるのではないかなという、そのところを検討したのかなというふうに思います。

あと食糧費なんですけど、63万円ついてます。5つのセンターで月1回やっただとすると、これから恐らく半年ぐらい6回、五六、三十回なんですね。63万円を30で割ると1回2万円ぐらいなんですね。これぐらいの食費で需用費で間に合うのかどうなのか、こういったその積算もどのようにされているのか、これをお聞きをしたいなと思います。

（議長 菅野富士雄君）

鈴木企画課長。

（企画課長 鈴木祐司君）

8番 遠藤議員の再質問にお答えします。

初めに、企業版ふるさと納税についてのご質問ございました。こちらは町が実施する直営事

業、補助事業いろいろありますけれども、透明性をしっかり持って事業を実施すればオーケーということで、内閣府のほうからいろんなＱＡ出ておりますので、そういったところを確認して実施をして、今までも実施をしてきたところであります。

あと子ども食堂について、継続性ということで今年度財団のほうから補助金を頂くことができました。あくまでも単年度限りのものであるかと思います。次年度以降については、県の補助金もありますし、これから一緒に事業をやっていただきたいということで町内のＮＰＯ法人であったり、町内の企業さん、子ども食堂に興味を持っていただいている方いらっしゃいますので、今回ボランティアにお誘いして一緒に入っていただく中で、そういったところで組織化して、次年度になるかどうかですけれども、そういった体制を構築していただいて、町が最終的に多少の資金的な支援をするという体制になればいいのかなと思っておりますけれども、まずは今年度は町が事業主体として子ども食堂を展開していきたいと考えております。

あと食糧費につきましては、あくまでも63万円今回計上させていただきましたけれども、金額については多少小さくなってしまいますけれども、まずはそういったところ、企業さんなりからの協賛をいただきながら、そういったところを充実していければなということで考えたところであります。

よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの遠藤議員の再質問にお答えします。

高円寺のアンテナショップの今後の在り方というところでお話があったかと思います。アンテナショップの目的として、町の観光それから物産、交流の起点ということで、もちろん現在も担っていただいているというところがありますし、移住相談窓口という機能も持っていますと認識しております。

今回、阿波おどりの皆さんに来ていただいて、経済効果がまるでないわけではなくて、来ていただいたことによる、地域への飯豊町へのもちろん経済効果も見込んでおりますので、その辺は関係人口の増というところも踏まえて、ご理解いただければと思います。

あと、踊阿波おどり以外の様々な文化的なものが高円寺のほうにはあるということで、遠藤議員のほうからお話があったところです。確かに様々な文化的なものが高円寺のほうではたくさんあるということは認識しておりますが、今回につきましては、めざみの里まつりに合わせ

るところでの阿波おどりっていうところで設定をさせていただいたところでございます。講談とか、講演会、そういったものにつきましては、例えば別な機会の芸能発表会ですとか別な機会に文化的なところでまた設定もできるのかなと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

あと起業人に関して、今までプロがいなかったということで私申し上げたのは、指導者としてのプロがいなかったっていうことですので、それぞれの料理人とか、接待のプロがいらないという意味ではなく、指導者のプロがいなかった、介入してなかったということですので、ご理解いただければと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

8 番 遠藤芳昭君。

(8 番議員 遠藤芳昭君)

大体分かりました。今までも地域活性化起業人の関係ですが、コンサルタントが本当に数え切れないほど入っておったと思うんですね。ですからコンサルタントに頼らず、自ら改善をしていくということがやっぱり必要なのかなと思ったもんですからお話をしたところでした。ぜひこれは成功しなきゃいけないなと思いますが、最後にその起業人が今後、そういったその成果を求められる、その成果の報告とか、あるいはその数字的にこういうふうに、例えば支援団体が変わっていきますという、そういうチェックとか、あるいは成果の公表ではないかもしれませんが、そういったものが目に見える形で報告等、そういったものができるのかどうか。ここだけ雇って終わりと、3年間過ぎで終わりとということではなくて、そういうものをどうやってチェックをしているのか、それだけお聞きをしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

遠藤議員の再質問にお答えいたします。

成果の報告ということで、もちろんこちらとしても求めていきたいところでございますので、起業人の方ももちろん数字的に表すことも得意、経営のプロの方は得意だと思いますので、ぜひ入っていただいての成果というところを数値化していただいて見せていただければなと思っておりますし、皆様にもぜひ成果が上がっていく様子を公表させていただければなと期待して起業人を導入したいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

ここで暫時休憩いたします。再開を午後 1 時 20 分といたします。

(午後 0 時 1 3 分)

休憩前に復して会議を続けます。

(午後 1 時 2 0 分)

ほかに質疑ございませんか。9 番 高橋亨一君。

(9 番議員 高橋亨一君)

それでは、1 点だけ質問させていただきます。舟山議員の関連でお願いします。農林課に。

補正予算の 27 ページ、それから予算説明書の 6 ページの経営体育成事業のうちの 2 本立てである農地の利用効果的補助金と荒廃農地の補助金で、片方は県からの補助が全額出てます。それで片方の荒廃農地のほうの予算が県から 120 万円で予算が 240 万円なので、残りの補助はどの予算を使うのか、財源は何の財源なのか、その点を 1 点だけお伺いします。

(議長 菅野富士雄君)

上田農林振興課長。

(農林振興課長 (併) 農業委員会事務局長 上田信幸君)

9 番 高橋議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずは荒廃農地等利活用事業のやまがた農地リフレッシュ&アクション事業費の補助金のほうの財源という形でよろしいかなと思います。これにつきましては、補助につきましては県 4 分の 1、町が 4 分の 1 という形になっております。このたび、3 つの事業主体が手を挙げているということがあって、総事業費的には 480 万円ほど、475 万円になっておりますので、その分のいわゆる 2 分の 1 の歳入計上をしたということになります。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。(「はい、了解です」の声あり) ほかにございませんか。2 番 島貫寿雄君。

(2 番議員 島貫寿雄君)

それでは、何問か質問させていただきます。

商工費国庫補助金のところに、14 款の 5 項です。新しい地方経済・生活環境創生交付金というのがありますけども、結構な金額で、これ具体的に内容はどのようなことに使われる補助金なのでしょうか。

それから、これは14款の2項、ページ数予算書のこれは何ページ、12ページですかね。すみません、7ページです。すみません。7ページと8ページに国と県からで同じような名目で、子ども・子育て支援交付金、子どものための教育・保育給付費補助金というのがありますけども、これは国と県から金額が違いますけども、これ具体的にどのようなことに、子供に使われるのかをちょっと教えていただきたいと思います。

それから先ほど来、ほかの議員さんからもありましたが子ども食堂の件について、企画課の課長にお聞きしたいんですけども。その前に、貧困対策という言葉が出てますけども、実際に当町において小中学校で食事に困るような家庭というのは実際どれぐらいあるのかは押さえてあるんでしょうか。仮に、貧困対策ということでやるのであれば、月1回では当然足りないわけで、まちづくりセンターに事業がないから予算ありきでやろうということだと、本当に困ってる子供にやるというのでは趣旨が違うと私は思います。その辺をもう一度教えていただきたいと思います。

それから、フォレストについても質問ほかの議員からありましたけども、過去にその建物についての調査というのは一切なかったんでしょうか、確認ですが。いろいろと金額だけ独り歩きしてるようなところもありますので、概算でどれぐらいかという見込みも全くなく今回調査なさるんでしょうか。

この4点をお願いしたいと思います。

(議長 菅野富士雄君)

伊藤商工観光課長。

(商工観光課長 伊藤満世子君)

ただいまの島貫議員の質問にお答えします。

まずは、国の交付金のほうの歳入についてということで、どんな事業に使われるのかということでございましたが、観光事業のほうの地域連携DMOの負担金ですとか、観光ウェブサイトの構築、それから白川湖の水没林の受入れ、あとは水没林の物産商品開発、それから白川荘のエアコンの更新、しらさぎ荘の床改修などが主な事業内容となっております。

それから、フォレストの建物調査についてですけれども、ちょっと過去の経過を把握はしておりませんけれども、改修に当たる詳細な経費等が今までは出されなかったということを聞いておりますので、今回の調査については改修が必要な箇所と、さらに改修にどのぐらいかかるのかということを見ていただくということで計画しております。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

横山教育総務課長。

(教育総務課長 横山昌則君)

島貫議員のご質問にお答えいたします。

歳入のうち14款2項2目の民生費、国庫補助金、この中にあります、まず子どものための教育・保育給付費の補助金、並びに、15款2項2目民生費、県の補助金の子どものための教育・保育給付費補助金につきましては、教育総務課で管轄しているものでありますけども、こちら飯豊町に住所を置いておりまして、そしてお子様を何らかの事情で町外の保育施設、幼稚園、あるいはこども園等にお預かりしてる部分について、町からその市町村に対して負担金といえますか、その経費の一部を支払い必要があります。それに対する国、県からの補助の一部ということで財源の一部に充てるものでございます。

以上です。

(議長 菅野富士雄君)

鈴木企画課長。

(企画課長 鈴木祐司君)

2番 島貫議員の質問にお答えします。

今回の子ども食堂の関係であります。子供の貧困対策主ではありませんけども、今回は地域づくりとかそういったところの持続可能なコミュニティーを形成していきたい一環として対策を講じるわけでありますけども、具体的に食事が本当に困っているような世帯というのはちょっと企画課では把握しておりませんので、分かるのであれば健康福祉課または教育委員会から回答いただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(議長 菅野富士雄君)

大丈夫ですか。宮川健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括センター所長 宮川千鶴子君)

では、島貫議員のご質問にお答えいたします。

子ども食堂のニーズってということのご質問だったと思います。子ども食堂、当初国で定められたときは貧困、子供の貧困対策の一つでありました。ただ、その子供の貧困対策の一つとしてニーズあるかと言われれば、飯豊町ではゼロとなっております。生活保護というもので補っているということもありますけれども、そういう子供を出さないための対策は健康福祉課で取らなければならないところだと感じております。ただ、昨今事情が大分変わりまして、貧困の

ために子供に子供の食堂をつくって何かを食べさせようという考え方ではなくなりまして、それでは意外と差別的な考え方だという考えの下から、地域食堂ということで最近CMとかでも結構流れておりますけれども、地域食堂という名前でまちづくりの一環として、ついでにといいますか、その子供の食事も与えましょうかということになっておりますので、貧困対策からちょっとかけ離れたところでまちづくりの一環として今流れができています。

ですので、飯豊町でのその子供貧困対策としてのニーズはあるかと言われれば、繰り返しますますが、ゼロとなっております。

以上です。

議長 菅野富士雄君)

よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

ないようですので、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第54号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

《 日程第 8 》

議案第55号 令和7年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

《 日程第 9 》

議案第56号 令和7年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

《 日程第 10 》

議案第57号 令和7年度飯豊町介護保険特別会計補正予算(第1号)

《 日程第 11 》

議案第58号 令和7年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）

《 日程第 12 》

議案第59号 令和7年度飯豊町水道事業会計補正予算（第1号）

及び

《 日程第 13 》

議案第60号 令和7年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第1号）

の6案件を一括議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第55号 令和7年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から、議案第60号 令和7年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第1号）までの6案件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第55号 令和7年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額に561万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億2,888万7,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に187万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,684万9,000円と定めるものであります。

事業勘定の歳出の主な内容につきましてはシステム改修業務委託料の追加等であり、歳入の主な内容につきましては国庫補助金等を追加するものであります。

直営診療施設勘定の歳出の内容につきましては人事異動による人件費の追加であり、それに伴って一般会計繰入金等を追加するものであります。

次に、議案第56号 令和7年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に333万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,689万3,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、システム改修業務委託料及び人事異動による人件費の追加であり、歳入の主な内容につきましては、受託事業収入等を追加するものであります。

次に、議案第57号 令和7年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から679万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億2,989万円と定めるものであります。

歳出の内容につきましては、人事異動による人件費の減額であり、それに伴って一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第58号 令和7年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から241万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億2,772万5,000円と定めるものであります。

歳出の内容につきましては、業務委託料の追加及び人事異動に伴う人件費の減額であり、それに伴って一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第59号 令和7年度飯豊町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出予算の総額に215万9,000円を追加し、2億3,755万5,000円と定めるものであります。また、資本的収入予算の総額に1,342万円を追加し、2,201万7,000円とし、資本的支出予算の総額に200万円を追加し、9,990万3,000円と定めるものであります。

収益的支出の内容につきましては、人事異動に伴う人件費の追加であります。また、資本的収入の内容につきましては、大巻橋架け替えに伴う配水管布設替工事負担金の追加であり、資本的支出の内容につきましては、小白川浄水場取水ポンプの更新に係る工事請負費を追加するものであります。

最後に、議案第60号 令和7年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出予算の農業集落排水事業費用の総額に21万9,000円を追加し、4億3,772万8,000円とし、生活排水個別処理事業費用の総額に5万7,000円を追加し、4,780万6,000円と定めるものであります。また、資本的収入予算の農業集落排水事業費用の総額に1,826万5,000円を追加し、2億1,718万円と定めるものであります。

収益的支出の内容は制度改正に伴う人件費の追加であり、資本的収入の内容は大巻橋架け替えに伴う農業集落排水管路工事に係る補償費の追加であります。

以上、議案第55号から議案第60号までの6案件について概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

（議長 菅野富士雄君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

（議長 菅野富士雄君）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第55号 令和7年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案

第58号 令和7年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）までの4案件を一括採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 全員 ）

（議長 菅野富士雄君）

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第55号、議案第56号、議案第57号及び議案第58号の4案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和7年度飯豊町水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第60号 令和7年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第1号）の2案件を一括採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 全員 ）

（議長 菅野富士雄君）

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第59号及び議案第60号は原案のとおり可決されました。

《 日程第 14 》

報告第1号 令和6事業年度飯豊町土地開発公社会計決算状況の報告についての件を議題といたします。

この際、提出者から報告を求めます。町長 嵐 正人君。

（町長 嵐 正人君）

ただいま議題となりました報告第1号 令和6事業年度飯豊町土地開発公社会計決算状況の報告についてにつきましては、地域整備課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

（議長 菅野富士雄君）

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

令和6事業年度飯豊町土地開発公社会計決算状況につきまして決算書に基づき説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

初めに、事業報告の1、添川住宅団地分であります。

広告宣伝関係及び2ページの維持管理関係につきましては、記載のとおりであります。

支払利息につきましては、長期借入金に係る利息として支出したものであります。

長期借入金償還金につきましては、長期借入金の一部2,500万円を繰上返済したものであり、長期借入金償還金手数料につきましては、繰上返済の手数料として支出したものであります。

土地売却につきましては、契約を締結した4区画分を、次ページにかけて記載しております。

分譲総面積は、1,510.73平方メートル。販売代金の合計額は1,767万5,541円であります。

4ページの理事会議決事項及び5ページの役員に関する事項につきましては、記載のとおりであります。

次に、6ページの損益計算書をご覧ください。

1の完成土地等売却収益につきましては、(1)の完成土地等売却収益は1,767万5,541円。

(2)の完成土地等売却原価は1,704万8,786円で、売却収益は62万6,755円となりました。

2の販売費及び一般管理費は10万1,500円で、事業収益は52万5,255円となりました。

3の事業外収益は122万5,351円となり、当期純利益は175万606円となりました。

次に、7ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部につきましては、1の流動資産は現金及び預金と完成土地等の合計で3,356万2,060円。2の固定資産は、基本金と投資その他の資産の合計で510万円であり、資産合計は3,866万2,060円となりました。

負債の部につきましては、流動負債の長期借入金2,500万円であります。

資本の部につきましては、1の資本金は基本財産の500万円、2の準備金は前期繰越準備金691万1,454円に当期純利益1,750万606円を加えて、準備金合計は866万2,060円となり、資本合計は1,366万2,060円となりました。

負債・資本合計は3,866万2,060円であります。

8ページのキャッシュフロー計算書、9ページの財産目録、10ページからの附属明細書につきましては記載のとおりであります。

以上、令和6事業年度飯豊町土地開発公社会計決算状況の説明とさせていただきます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で、報告第1号の報告を終わります。

なお、飯豊めざみの里株式会社、株式会社飯豊町地域振興公社、有限会社どんでん平ゆり園、有限会社エルベの各決算状況報告については、過日、全議員に配付されておりますのでご承知おきください。

《 日程第 15 》

報告第2号 令和6年度飯豊町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

《 日程第 16 》

報告第3号 令和6年度飯豊町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

《 日程第 17 》

報告第4号 令和6年度飯豊町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
及び

《 日程第 18 》

報告第5号 令和6年度飯豊町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
の4案件を一括議題といたします。

この際、提出者から報告を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました報告第2号 令和6年度飯豊町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第5号 令和6年度飯豊町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてまでの4案件についてご説明申し上げます。

初めに、報告第2号 令和6年度飯豊町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号 令和6年度飯豊町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第4号 令和6年度飯豊町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

最後に、報告第5号 令和6年度飯豊町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、事

故繰越し繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

以上、報告第2号から報告第5号までの4案件についてご報告いたします。

(議長 菅野富士雄君)

以上で報告第2号から第5号までの報告を終わります。

これをもって本日予定されました議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。お疲れさまでした。 (午後1時47分 散会)